



## ◆金属アーク溶接等作業の溶接ヒュームの測定

金属アーク溶接等作業について、令和3年4月1日から健康障害防止措置が義務付けられました

令和3年3月31日以前から継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、  
令和4年3月31日までに溶接ヒューム濃度の測定を行う必要があります

### 【改正点】

- ①金属アーク溶接ヒュームを新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に追加
- ②全体換気装置による換気等、溶接ヒュームの測定、保護具の使用、フィットテストの実施等

①溶接ヒュームの濃度測定（基準値：マンガン0.05mg/m<sup>3</sup>）



①の測定結果の最大値が**基準値以上**の場合

②換気装置の風量の増加 その他の必要な措置



③再度、溶接ヒュームの濃度測定



④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる



⑤1年以内毎に1回、フィットテストを実施する（面体呼吸用保護具を使用させる場合）

①の測定結果の最大値が**基準値未満**の場合



必要な措置の流れ

### 溶接ヒューム濃度の測定方法



金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる。

※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒューム濃度を測定するために、最も適切な部位（呼吸域）に装着。溶接面体を使用する場合は**面体の内側に位置するように装着**

#### その他の要点

○暴露される溶接ヒュームの量が**均等ばく露作業ごとに、適切な数（2人以上に限る）**で実施

※均等ばく露作業に従事する労働者が1名の場合、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日で実施

○試料採取時間は労働者が金属アーク溶接等作業に**従事する全時間**（作業準備・溶接作業・後片付け含む）

※短縮する事はできません

**価格についてお気軽にお問い合わせください！**

株式会社MCエバテック

分析事業部 営業部



: 06-6416-5200 FAX: 06-6416-5311

お問い合わせ



<https://www.mcet.co.jp/contact/analysis/>